

平成23年12月13日

第2343号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 開発行為に関する工事の完了（524・秋田地域振興局建設部）…………… 1
○道路区域の変更（525・仙北地域振興局建設部）…………… 1

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 1

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（18・教育庁総務課）…………… 2

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（104）…………… 2
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（105）…………… 2

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 3

告 示

秋田県告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成23年10月20日付け指令秋建-2-25で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年12月13日

秋田県知事 佐竹敬久

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長 渡部幸男
- 開発区域に含まれる地域の名称
男鹿市船川港金川字姫ヶ沢158番8、167番1及び196番1、並びに船川港船川字泉台93番

秋田県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	土川中仙線	大仙市土川字小杉山沢ノ内長持2番5から字長持沢1番65まで	6.80~13.40	1.080
	新	土川中仙線	〃	10.20~25.20	1.080

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- 期間 平成23年12月13日から同月27日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする

者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年11月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ひびきの詩
- 3 代表者の氏名
若 狭 千 春
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県能代市二ツ井町仁鮎字家後34番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者及び障がい者を対象に、その社会的自立の促進と生活の質の向上のため、介護に関する事業及び、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようサポートを行い、地域の高齢者及び障がい者が、自立し安心して生き生きと人間性豊かな生活が営める社会に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第18号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年12月13日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

- 1 日時
平成23年12月14日午後2時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見についての専決処分報告について
 - (2) その他

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成23年12月13日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,387

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,890

秋選管告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成23年12月13日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,143
能代市山本郡	26,061

横手市	27,814
大館市	22,245
男鹿市	9,465
湯沢市雄勝郡	20,231
鹿角市鹿角郡	11,512
由利本荘市	23,875
潟上市	9,606
大仙市仙北郡	31,549
北秋田市北秋田郡	11,352
にかほ市	7,647
仙北市	8,472
南秋田郡	7,480

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月十三日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局（本庁）の項中「財務考査員」を「財務考査員 イメージアップ戦略推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号